

東京都人権プラザ指定管理者評価委員会による二次評価(案)

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	・ 協定、事業計画及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっている。 ・ 事業実施手順を標準化・明確化し、業務執行に係る基本研修を行うなど、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を実施している。
事業効果	・ 人権相談について、都民のニーズをふまえ、一般相談・法律相談におけるオンライン相談、「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始し、相談対応を拡充した。 ・ 図書資料室等を活用した事業を適切に実施し、図書資料室附帯事業の受講者数が令和4年度比202.9%、図書資料室利用者数が令和4年度比172.9%と高い水準となった。 ・ アウトリーチ活動に活用可能な展示の充実・強化を図り、出張展示の効果的な運用と実績増を達成した。 ・ 施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が98.7%と、非常に高かった。 ・ 「『未来の東京』戦略」に掲げられた多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、特別展示の更新を行ったほか、テーマ展示や学習プログラムを取り入れるなど、都の政策と連動した取組を積極的に行い、人権教育・啓発等を総合的に推進した。
その他	【特命要件の継続】 ・ 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。

評価基準: 次の4段階で評価

- ・「S」…管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- ・「A」…管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- ・「B」…管理運営が良好であった施設
- ・「C」…管理運営に良好ではない点が認められた施設